

# 令和7年度前期選抜募集要項

福島県立会津学鳳高等学校

〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1

Tel 0242-22-3491

Fax 0242-22-3521

## アドミッション・ポリシー

会津学鳳高校では、次のような生徒を求めています。

- ① 知的好奇心や学びへの意欲を持ち、自らの個性を主体的に伸ばそうとする生徒
- ② 社会や身近な問題について、自ら課題を発見して創造的に解決しようとする生徒
- ③ 自他の考えを適切に伝え合うことにより、さまざまな人たちと協働しようとする生徒
- ④ 異なる文化への関心を持ち、国際交流にもチャレンジする意志のある生徒
- ⑤ 部活動に熱心に取り組むことにより、自己を成長させ、将来社会に貢献できる資質を養おうとする生徒

## 1 対象学科及び募集定員

課程	対象学科	募集定員	前期選抜の募集定員
全日制	総合学科	200名	募集定員から、会津学鳳中学校からの入学予定者の数を除いた数

## 2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、県下一円とする。

## 3 募集定員および志願してほしい生徒

### (1) 特色選抜

募集定員枠は、募集定員から会津学鳳中学校の第3学年に在学する者（令和6年11月1日現在）の数を除いた数の20%程度とする。

また、志願してほしい生徒は以下のとおりである。

本校は「国際化、情報化社会に夢拓く力の育成」を教育目標として、「文武両道を実践し、将来積極的に社会に貢献する生徒の育成」を目指している。

次の1型又は2型に該当する者で、かつ本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者とする。

#### 1型（運動部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは個人として選抜選手相当の実績を有し、入学後、リーダーシップを発揮しながらその活動を継続する意志がある者

ただし、以下の部活動に限る。

##### ・男女共通種目

陸上競技※、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス（ソフトテニスを含み、高校での活動は「（硬式）テニス」）、卓球、水泳、弓道、剣道、なぎなた

※陸上競技は以下の種目の内から一つ以上の競技実績がある者とする。

100m、150m、200m、400m、800m、1500m、

100mハードル（規格は問わない）、110mハードル（規格は問わない）、

4×100mリレー、走幅跳、走高跳、三段跳、各種混成競技（三種、四種）

##### ・男子種目

野球、サッカー

#### 2型（文化部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは県大会相当以上のコンクールにおいて表彰の実績を有し、入学後、リーダーシップを発揮しながらその活動を継続する意志がある者

ただし、以下の部活動に限る。

##### ・男女共通

合唱、吹奏楽、美術、書道

### (2) 一般選抜

募集定員枠は、募集定員から、会津学鳳中学校からの入学予定者の数と、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

#### 4 出願資格

出願資格については、次の（１）の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、

（１）に加えて（２）の条件も満たす者とする。

（１）次の各号のいずれかに該当する者

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

（２）上記③（１）に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

#### 5 出願方法

（１）中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

（２）上記（１）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### 6 併願の取り扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

#### 7 出願期間

出願期間は、令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、890円分の切手を貼付し志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。

その場合、事前に本校校長に連絡する。

#### 8 出願に必要な書類

（１）中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

③ 特色選抜志願理由書（様式前期2号により、本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

（２）上記（１）以外の者

① 入学願書（上記（１）①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（様式前期2号により、本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記（１）③に同じ）

③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合には、それに代わるもの。

⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

（３）中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。

（４）入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

## 9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法で行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。

郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。

- (3) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。

郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

- (2) 上記（1）以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

### ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

### ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 11 願書受付

- (1) 本校において、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しを取っておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 12 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 同一高等学校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に出願する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）へ出願先変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。

また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 14 出願の特例措置

県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。

その手続きは上記10（2）を準用する。

## 15 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

在学（出身）中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。

#### 学力検査

- ① 5教科とする。
- ② 1型、2型共に満点を250点とする。
- ③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
  - ア 日時 令和7年3月5日（水） 午前9時～午後3時10分
  - イ 日程

8:20      9:00      9:50   10:10      11:00   11:20      12:10   13:10      14:00   14:20      15:10

点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
-----------	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

※外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ウ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）

エ 注意事項

- ・受験票を必ず持参する。
- ・午前8時00分から受付を開始する。
- ・上履き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参する。ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

#### 特色選抜志願理由書

- ① 本校への志願動機、学校生活に対する抱負、将来の進路などについて本人が記入する。部活動や地域クラブ活動等における大会やコンクールの実績等も具体的に記入する。ただし、上記3（1）で指定する部活動に限る。

#### 調査書

- ① 「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。
- ② 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」は75点満点として、合計270点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容など総合的に評価し、点数化する。

#### 特色面接

- ① 個人面接を実施する。
- ② 面接時に、中学校の部活動や地域クラブ活動等を通して学んだこと、その活動へ取り組む姿勢や意欲、および継続の意志等をみる。
- ③ 面接は点数化し、15点満点とする。
- ④ 特色面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日時 令和7年3月6日（木） 午前9時～

イ 日程

8:20      9:00

点呼 諸注意	特色面接 (一人10分程度)
-----------	-------------------

※特色面接予定時刻は前日までに本校webページに掲載し、当日朝に知らせる。

ウ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）

エ 注意事項

- ・受験票を必ず持参する。
- ・午前8時00分から受付を開始する。
- ・上履き、筆記用具を持参する。
- ・長時間待つこともありうるので、学習や読書をしてよい。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## (2) 一般選抜

調査書の審査結果、選抜のための学力検査の成績を資料として選抜を行う。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

### 学力検査

- ① 5教科とする。
- ② 満点を250点とする。
- ③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。  
ア 日時 令和7年3月5日(水) 午前9時～午後3時10分  
イ 日程

8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

※外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ウ 会場 本校(受付場所 高校昇降口)

エ 注意事項

- ・受験票を必ず持参する。
- ・午前8時00分から受付を開始する。
- ・上履き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規を持参する。  
ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### 調査書

- ① 「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。
- ② 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しない。

## 16 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金)正午以降に本校において発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表日に受験票と引き換えに合格通知書(様式共通5号)を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点があると認められたときは、合格を取り消すことができる。
- (4) 合否に関する電話による照合には一切応じない。
- (5) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれかで合格したのかが分かる合格者一覧を中学校長に提供する。  
提供日時 令和7年3月14日(金)合格者発表後から午後3時まで  
提供場所 本校事務室

## 17 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

### (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者  
なお、上記②、③の志願者の追検査等の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は、追検査等受験願（様式共通14号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療期間の受診がわかる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通15号）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 学力検査の日時 令和7年3月11日（火） 午前9時～午後2時45分

② 学力検査の日程

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)

※外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ③ 特色面接の日時 令和7年3月11日（火） 午後2時45分以降

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ④ 会場 本校（受付場所 高校昇降口）

## 18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式共通16号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。

その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式共通17号）を交付する。

「一部未完了となった選抜の意思確認書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記17（3）に定めるところによる。

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

(4) 選抜当日の交通手段について

選抜当日は可能な限り公共交通機関を利用する。

なお、自家用車等の校地内への乗り入れについては、本校職員の指示に従うこと。

前期選抜に関するその他の一切については「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によって実施する。